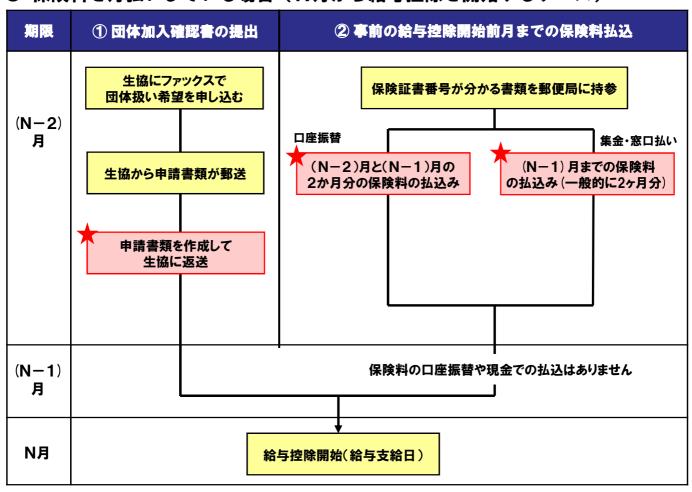
# 茨城県教職員(茨城県学校生活協同組合員)のみなさまへ ~かんぽ生命保険の団体取扱い制度の手続ガイド~

#### 【取扱い開始の手続き】

①団体払込加入確認書の提出と、<u>②事前に給与控除開始前月までの保険料を前倒して</u> 郵便局に払込む必要があります。

現在の保険料の払込方法によって手続きの流れが異なりますので、以下の流れを確認 して手続をしてください。

### ○ 保険料を月払いしている場合(N月から給与控除を開始するケース)



★ ①には提出期限、②にも払込期間 (締切) があります。必ず<手続スケジュール早見表>で確認してください。

# ○ 保険料を前納払いしている場合

既に払込された翌月(次回の払込予定月)から給与控除を開始することができます。 給与控除開始月の6か月前から前々月15日までに、団体払込加入確認書を生協へ 提出してください。

#### 【ご注意】

#### 保険契約の解約について

給与控除中に保険契約を解約されますと、給与控除の停止が間に合わないことがあります。 余分に給与控除された保険料は後日郵便局にて返金の手続きを行う必要があります。

## <手続スケジュール早見表>

平成28年9月~平成29年3月

控除 開始	書類提出	前倒しの給与控除開始前月までの保険料払込				
月	生協への 提出期限	現金での払込が可能な期間 ※1				
		ゆうちょ 銀行	<b>4銀行</b> ※2	左記以外 金融機関 常陽銀行等	窓口・集金(払込のみ)	保険料 払込月
9月	7月15日	7月1日~ 7月15日	7月4日~ 7月14日	7月5日~ 7月12日	7月15日 まで	8月分 まで
10月	8月15日	8月1日~ 8月15日	8月3日~ 8月15日	8月4日~ 8月15日	8月15日 まで	9月分 まで
11月	9月15日	9月1日~ 9月15日	9月5日~ 9月13日	9月6日~ 9月9日	9月15日 まで	10月分 まで
12月	10月17日	10月3日~ 10月17日	10月4日~ 10月17日	10月5日~ 10月13日	10月17日 まで	11月分 まで
1月	11月15日	11月1日~ 11月15日	11月4日~ 11月15日	11月7日~ 11月11日	11月15日 まで	12月分 まで
2月	12月15日	12月1日~ 12月15日	12月5日~ 12月14日	12月6日~ 12月12日	12月15日 まで	1月分 まで
3月	1月16日	1月4日~ 1月16日	1月5日~ 1月16日	1月6日~ 1月13日	1月16日 まで	2月分 まで

- ※1 記載してある期間のうち、郵便局の非営業日は除きます。
- ※2 4銀行・・・東京三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行

#### 【問い合わせ先】

<団体申込手続き方法について>

茨城県学校生活協同組合

TEL:0120-663-648 FAX:0120-663-638

<新規契約申込み相談や契約内容全般について>

水戸中央郵便局お客さまサービス部 TEL:029-221-3396

<かんぽ生命の団体取扱い全般(申込手続き方法含む)について>

株式会社かんぽ生命保険お客さま相談窓口

TEL:03-6402-6536

※土日休日および12/31~1/3はご利用いただけません。

E-Mail:kampo.dantai.info1.ii@jp-life.jp (件名に「茨城県学校生協団体取扱い照会」と記入)

<かんぽ生命の商品内容一般>

株式会社かんぽ生命保険 かんぽコールセンター フリーダイヤル:0120-552-950

※受付時間 平日 9:00~21:00

土日休日 9:00~17:00(1/1~1/3を除く)

※保険商品に関する一般的なお問い合わせは、(団体取扱いに関する固有の問い合わせを除く)

コールセンターと最寄の郵便局で受けられます。